

国立大学法人和歌山大学における競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費の支出（バイアウト制度）における活用方針

令和5年8月4日
学 長 裁 定

「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入について（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、研究以外の業務の代行に係る経費（以下、「バイアウト経費」という。）について、以下のとおり活用方針を定める。

1. 目的

優れた研究成果の創出にあたっては、研究者が研究に専念できる研究環境が不可欠であるが、研究者の研究に充てる時間割合は減少傾向にある。このことから、直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出した研究代表者等（以下、「P I等」という。）の研究時間を確保し、研究者が安定して研究に専念できる環境の整備及び全学の研究力の向上を図ることを目的とする。

2. 目的を達成するための具体的な経費の使途

バイアウト経費の支出が可能な対象は、研究者が本来行う必要のある教育活動等及びそれに付随する事務等の業務に限ることとし、研究活動、組織の管理運営事務は対象外とする。

直接経費からバイアウト経費を支出する研究者は、以下の使途から希望するものを選択する。

- ・ 外部非常勤講師の招聘に係る謝金及び交通費
- ・ T A（ティーチング・アシスタント）雇用費
- ・ 実験・実習等の代行に係る経費
- ・ 研究成果の普及及び活動の代行に係る経費

3. 執行にあたる留意事項等

- (1) 直接経費の使途は、研究費を獲得したP I等が研究の着実な遂行のためP I本人が自発的な希望により判断するものであり、和歌山大学が強制するものではない。
- (2) 当該方針に掲げる目的の達成に向け、人事給与マネジメントの改善等と一体的な実施により、戦略的・実効的に取り組む。
- (3) 各競争的研究費制度において、バイアウト制度について別の定めがある場合には、その定めに従う。
- (4) 当該方針は、和歌山大学に所属する研究者の意向等も踏まえ、必要に応じて見直しを行う。